

## 第14回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成16年11月13日(土) 13:30~17:00

●【開催場所】 西牟婁振興局 4F 大会議室

●【出席者】 委員12名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、小野正治、柏崎幸雄、  
近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、西野稔治、森正一、山本甫  
(敬称略)

県：松尾泰成循環型社会推進課処理計画推進室長 他2名

事務局：真砂稔事務局長、川端清司事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長他2名

●【傍聴者】 一般8名

●【報道関係】 1社

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意  
(委員長)

何かとご多忙の中、ご参集頂き有り難うございます。

10月は台風23号や新潟県中越地方で地震も起こり、天災の非情さ怖さをまざまざと知りました。また災害でお亡くなりになった方々、被災者の方々に心からお悔やみお見舞いを申し上げます。

さて10月18日から11月5日の間にかけて、紀南地域にふさわしい最終処分場の候補地選定基準などに対する意見の募集を行いました。

案の作成について、皆さん方が苦勞されましたが、何とか案としてまとめることが出来、地域住民の皆様への意見の募集にこぎ着けました。

結果については後ほど詳しく事務局から報告がありますが、人数にすると22人の方から貴重な意見を頂いています。人数については、多いか少ないか判断の分かれるところですが、後ほど意見に対する審議を頂きたいと思っています。

この場をお借りしまして、意見を出された方々に厚くお礼を申し上げます。

本日の委員会では、それぞれの意見をどう委員会として汲み上げるのか、どのように対応するのかについて審議を深めたいと思っています。

これが本日の中心的な議題です。併せて第三段階、候補地群の抽出の進め方についてどうするのかについての意見と、候補地群から特定の地域を絞り込んで行く際の留意事項をどう設定するのかについても意見を頂きたいと思っています。かなり盛りたくさんの事項ですが、よろしく願いいたします。

最初に第13回委員会の議事録について、修正等何か意見はありませんか。

私から1点だけ、7頁の真ん中辺りの私の発言で、紀伊山地と霊場の部分があり、「登録された資産」となっていますが、「遺産」へ修正をお願いします。

(副委員長)

9頁の上から7行目、地図の縮尺の部分で「つまり縮尺の大きな20万分の1・・・」とありますが、多分縮尺の小さな意味だと思うので、議事録としては「縮尺の大きな」という6文字を削除して、「つまり20万分の1や5万分の1・・・」とする方が良いと思います。

それと11頁の真ん中より下、事務局回答の最後の部分で「待避所を儲け・・・」とあるのは「設け」ですね。

(委員長)

他にないようでしたら、指摘の3点を修正の上、承認を頂きたいと思います。

それでは報告事項に移ります。

一つは、候補地選定基準に関する意見募集について、もう一つは和歌山県世界遺産条例について、一括して事務局から説明を願います。

(事務局)

資料の1頁です。

候補地選定基準(案)に関する意見募集について、状況を報告します。

意見募集の実施ですが、募集期間は10月18日から11月5日まで3週間に渡って行いました。応募対象者は昨年度の中間報告の際は、地域内の方に限っていましたが、今回は限定していません。

意見募集の対象事項としては、候補地選定基準(案)についてと「紀南地域にふさわしい最終処分場」のあり方についての2項目です。

候補地選定基準(案)の配布及び閲覧については、紀南地域廃棄物適正処理検討委員会事務局、県庁循環型社会推進課等以下を閲覧及び配布場所として、又協議会ホームページにも同様のものを掲載しました。

意見の提出は事務局への郵送、FAX、電子メールに限るとして、電話での受付は行っていません。

結果、21名の方から意見を頂きました。先ほど委員長がおっしゃられたように意見は11月5日で締め切りましたが、今日の追加資料にあるように後から1名の応募がありました。

事務局としては意見として同様に扱いたいのですが、募集期間後ですのでこの意見を加えるかどうかお伺いしたいと思います。

(委員)

加えて結構だと思います。

(委員長)

私としても折角の貴重な意見ですので、加えたいと考えています。

(事務局)

10頁の次に10頁の2として加えて頂きたいと思います。

それで合計22名の方から意見を頂きました。

資料の2頁です。意見募集の広報は、前回に事前告知も必要ではないかというご指摘もあったので、9月14日から10月17日までの間、協議会のホームページで事前告知を行いました。

新聞報道では、参考資料のように全国紙と地方紙で報道して頂きました。

ラジオ放送も10月20日から31日の間、白浜町を中心とした受信エリアのFMビーチステーションに依頼し1日3回の放送を実施しました。

関係団体へは地域内の5農業協同組合、15森林組合に対して候補地選定基準(案)の説明及び意見の提出依頼、ヒアリングを10月21日と22日に実施しました。

この時点では、直ぐに意見を言いにくいということでしたが、今後候補地群が抽出された段階での個別確認の時には協力したいとの意向でした。

続きまして、資料3頁の和歌山県世界遺産条例(仮称)について報告します。

皆様の中に、ご存知の方もおられると思いますが、和歌山県は、ユネスコ世界遺産の意義を踏まえて、和歌山県の世界遺産に対する基本姿勢を明確にし、県民がこれを共通認識するための「和歌山県世界遺産条例(仮称)」の制定を目指して検討を始めました。

スケジュールとしては、この11月5日に第一回委員会が開催され、条例案について検討を行い、来年2月に県議会へ条例案を上程する予定と聞いています。

検討委員会の構成は、学識経験者、霊場・参詣道の管理者、観光・森林の関係者、民間団体代表者、和歌山県教育長、和歌山県企画部長など12名で構成されています。

本検討委員会の委員さんで、学識経験者として参加されている方もおられます。

条例に規定される項目として、世界遺産の保全と活用に対する基本理念や県民・行政・訪問者の役割などを盛り込んでいくと聞いています。

候補地選定基準との関連ですが、第一段階で法令及び県条例に関する地域の除外として、国や県によって開発が規制されている地域を候補地エリアから除外すべき地域としているために、この世界遺産条例によって、何らかの具体的な開発等が規制される地域が指定された場合には、条例の趣旨や委員会で検討してきた「熊野古道と霊場」に関する考え方に基づいて、最大限考慮したいと考えています。

条例の中身がまだ分かりませんので、逐次情報が入れば報告したいと考えています。

(委員長)

今の2点の報告事項について何かありませんか。

特にないようですので、議題に入ります。

最初の議題は、候補地選定基準(案)に対する意見についてです。事務局から説明願います。

(事務局)

4頁の資料3です。

これらは出された意見を考え方によってそれぞれ分類して、原文のまま記述していますので、同じ方の意見が何カ所にも分けて掲載してあります。

・・・・・・ 資料5頁から9頁まで説明・・・・・・

頂いた意見については、個々に回答するのではなく、取りまとめて選定基準にどのように反映出来るかを検討し、その結果を協議会のホームページに掲載することを考えていますので、各意見に対する委員会としての対応等を検討して頂きたいと考えています。

(委員長)

意見については、事前に事務局から渡されていますので、読んで頂いてることと思いますが膨大なものですので、一括して議論をすると混雑しますから逐次項目に即して委員さん方の意見を伺いたいと考えています。

まず5頁です。候補地選定について2件の意見が出ています。候補地選定の流れについてもありますが、これは選定基準そのものの意見ではありませんが、貴重な意見ですのでこれについてどうですか。

(委員)

観光産業の活性化という視点からも保護すべきであるという意見です。

和歌山県が観光産業に力を入れるのは当然だと思います。今中辺路町に住んでいますが、世界遺産登録がされてからは、観光バスの増加が目立ちますし、観光客も増加してきました。そのことで、意外に世界遺産というイメージが悪くなるとともに、マイナスの弊害が出てくるように思えます。例えばバスがアイドリングをしたまま駐車しているとか、観光客のマナーの悪さやトイレも少なく環境的にもごみの不法投棄などで汚されています。

ですから、県の観光の政策も、もう少し環境ということに配慮したものにして欲しいなど、この意見を読んで感じているところです。

(委員)

最初の意見は、最終処分場の構造の内容ですが、これについてはこの委員会では議論できませんね。

この議論についてはどの辺りでされて、住民の方にどのように知らせていくのか、教えてください。

(事務局)

この意見については応募要綱の中に想定している最終処分場として、一般的なイメージ図を載せてあるので、それを見ての意見だと思います。

新しい事業主体が最終処分場を造るにあたっては、場所が決まらないために、明確な構造などが表れていません。皆様方で検討して頂く留意事項などで指摘があれば、協議会、事業主体に十分伝えていきたいと考えています。

(委員長)

今の段階では、事務局の回答のようにしかならないと思います。

冒頭申しましたが、これについては委員会としては範疇外の事項ですので、こんな意見があったから、事業主体や協議会に伝えるということにします。

次の候補地選定の流れについては、貴重な意見を頂いています。

特に委員会として「けしからん」ということありませんが、候補地群の抽出は、市町村の意見を十分聞き、反映させ候補地を絞り込む際にも留意して欲しいということになります。

これらについては、今まとめたような対応にしていくこととします。

次から候補地選定基準に係る問題で、資料の6頁になります。

1次・2次スクリーニングの基準について、いろいろ意見があります。最初の意見は検討委員会で協議した基準をもう少し見直したらどうかという意見です。

(委員)

「遠隔不便な場所を選定せず、不要な搬送エネルギーを削減し、地球環境へも配慮する方が良い」という意見に賛成します。

考え方が非常に逆転の発想というのがあるので、なるほどと読みました。

どういう最終処分場を造るかによって、意見が分かれてくると思います。

水を排出しない施設であれば、当然こんなことも考えても良い気がします。

(委員長)

今の意見は、後段の部分ですね。後で出る経済性とも関連してきます。

それについては、拝聴するという意見ですね。

前段のスクリーニング基準を再考しては、という意見についてはどうですか。

(委員)

ここ最近全国的に、台風による集中豪雨が多いです。

最終処分場の雨水も、集められて処理すると思います。私の近くにもダムがありますが、ダムの貯水能力も限りがありそれを超える雨量であれば、放流することになっています。そんなイメージしか湧いてこないのので、いろんな提言がされていて参考になります。やはり一般の方や候補地の住民の方に最終処分場を造らせて下さい、ということの理解と協力を求める場合でも、どの程度の能力があれば、最終処分場に降った雨水を処理出来るのか、処理出来ない場合はどうするのか、雨水を貯水しておいて、処理能力に併せて処理しながら排出す

るといふ二段構えなどが必要です。今後地球温暖化により雨量が多くなることも予想されると新聞でも書かれているので、雨水処理に対して何重にも担保していくことを検討し、最終処分場のイメージを良くしていくことがこの計画を成功させるかどうか、の鍵だと思います。どれだけ今のうちに信頼を醸成するかが重要だと思います。

それで専門の委員さんに最終処分場の雨水処理能力について、詳しく教えて頂きたいのですが。

(委員)

施設の能力について、1次スクリーニング中で都市公園、農用地区域、国有林、2次スクリーニングの中で水道水源等というのは、この場でも何回も議論しています。

(委員)

基本的に最終処分場の能力というのは事業主体で設計して決めて、責任も負うことですが、我々がスクリーニングだけ行えば良いという問題ではないように思います。

せめてこれくらいの面積の最終処分場を造るのであれば、降水量に対して最低これくらいの処理能力が必要ということがないと、住民にすれば不安だと思います。

処理能力以上の雨量があれば、最終処分場からの雨水は垂れ流しかということになってしまいます。話が大きくなって申し訳ないのですが。

(委員長)

どなたか、今の質問に答えてくれませんか。

(副委員長)

今の意見はもっともだと思いますが、問題は二つに分ける必要があります。

実際に処分場を造る際に、安全なものを造りたい。災害に対する安全がメインになっていますが、環境汚染に対する安全も当然あります。我々も基本姿勢として協議をしています。

スクリーニング基準についても防災上での観点もあります。環境汚染についてはある程度技術的に防げるものもありますが、例えば生態系に関するようなものもスクリーニング項目になっています。

災害に対する安全は技術的に詰める必要がありますが、この段階で詰めるかどうかについては、必ずしも今の段階で行う必要はないと思います。

処分場が実際建設される場所によっては、雨が多いという紀南地域の自然環境の特性に応じた設計基準が決まります。その設計基準に応じて合理的な設計を行うのが基本的な方法です。

設計基準については、環境省にマニュアルがあってそれに沿って進めるのが基本的なやり方です。ただ一方で処分場の特性というものも考える必要があります。

処分場ですからダムみたいに堰堤で仕切りを造ります。仮に堰堤を造ってダム湖にすると、処分場を造った当初は空っぽですから凄い貯水能力がありますが、ごみを埋めていくと段々貯水量は減っていきます。しかし、それに応じた調整池も考えています。

現実には処分場の50万m<sup>3</sup>というボリュームが、雨が降れば雨水を受け止めるクッションタンクの役割を果たすから、そのまま下流に洪水をもたらすような、もし処分場がなかったらこんな洪水被害がなかったのにということはありません。

むしろ埋立が進み能力がなくなった場合、雨水は出来るだけ浸透しないようにしますが、その時には影響が出ないようにすることが必要です。

ただそんな話は今後処分場の場所が具体的に決まり、具体的な設計の段階で配慮することであって、必ずしもスクリーニング基準にはなじまないと思います。

(委員)

解らないこともありませんが、最終処分場を稼働させて徐々に埋立が進むとして、その段階も含めて埋立が完了した際に、その時点以降も雨水が大量に流れ込んできても、処理出来ることを担保することが必要です。

想像出来る雨量でどれくらいの量が貯水出来るのか、埋立間もない処分場でどれくらいの雨量を貯水出来る能力があるのか、しっかり計算すべきであるように思います。

私が住んでいる場所でも冠水した場合に、前の県道を通り越してパイプで水を逃がしています。道路を横断するにあたって、どれくらいのパイプが必要なのか、そのパイプでどれくらい雨水が流れるかを計算して県や町に申請する必要があります。

まして公共性の高い大規模な施設、環境汚染などのことも懸念される処分場を造るのであれば、面積に対してどれくらいの雨水量が貯水できるというような、安全面を補償するような数値計算もこの場でする必要があると思います。

だから「谷の出口は小さいところ」というような意見もなかなか良い発想であり、こんな発想もしっかり吟味していかないとうまく進まないように思うので、なるべく丁寧な方法で計画を進めて欲しいという意見です。

(委員長)

確認させていただきますが、副委員長が述べられたように選定基準の中で、雨水の処理能力などの問題は少し早く、候補地群の絞込みの段階で行ったかどうか、という意見に異論はありませんか。

(委員)

逆の場合もあり得ます。私が設計者であれば、候補地が決まっていようが、いまいがある程度の処分場のイメージはあります。

谷が変形しているから、変形した処分場を造るというイメージはないと思います。最低限のイメージをしながら、予測できると考えますが。複雑な地形を想定してのスクリーニングではないと思います。本筋の話でないことは、理解できますが地形とかの意見がある以上、不安とか懸念に対しても一定の安心をしてもらおう条件を補充していく必要があるように思います。

(委員長)

そこで確認したいのは、選定基準の段階でそれを設定するのかどうかということです。

それについては、もう少し絞り込む段階でも良いのではという意見があります。

(委員)

そういう機会を与えて頂けるのであれば、それで結構です。

(副委員長)

本質的には、今の意見の通りだと思います。

極端な話をすれば雨の多い地域と少ない地域であれば、防災上の観点からも少ない地域の方が当然有利です。ただこの地域でどこが雨が多くて、少ないかという判断をするのは危険であり、地域全体としては雨の多い地域として認識して行うべきだと思います。

観測データから雨が少ないとしても、今後のことは分かりません。ですからこの地域は降雨量が多いことを前提に考える必要があります。その場合に雨がが多いことを前提に考えればどれくらい、例えば全国平均の処理施設よりも多くの貯水容量のある施設を考慮していく方が、住民の方の信頼が得られるのではないかというという提案だと思います。

意見を求めた資料のイメージは簡単であって、本当に安全安心なものを造ってくれるのか

ということまでは分かりません。

そんな意味から先程の意見も採り入れればと思いますが、ただ議事の進行上、委員長の言われるように、本題から逸れますので候補地選定基準に照らして、提出された意見をどのように考えていくのかで進めたいと思います。

(委員)

今言われたような議論というのは、この会の持っている欠陥です。基本的なところを抜きにして作業を進めています。多分意見を出された方もそんなことも含めていると思います。根本的な議論が出来ないままで作業をしているから、今まで我々が議論したことに反論されてもやむを得ないのではないかと思います。

本質的には、処分場を議論して選定基準について議論すべきだと思いますが、我々は与えられた条件でしか議論は出来ません。

(委員長)

もう一度議論を戻します。

候補地選定基準の第1次・第2次スクリーニング基準に出されている意見について、皆さんの意見を伺っています。その中で雨水の意見は大変に重要だと思いますが、今言われたように、我々は一定の枠の中で審議をしていますので、これを超えますと議論が拡散しますから、申し訳ないですが、枠内の議論に留めて頂きたいと思っています。

最初の方の意見ですが、特に我々が行ってきたスクリーニングについての再考については、皆さんはどうお考えですか。

このままで良いのか、今までいろいろ検討した中での再考は承服しがたいのか、意見があればどうぞ。

後段の部分は後ほどの経済性にも関連し、傾聴に値するという意見もあります。

(副委員長)

かなり親切にご心配頂いているものと思います。

結局、今行っているスクリーニングの基準に照らして、候補地選定をした時に全然候補地が出てこない場合に、この意見のようにせざるを得ないと思います。

基準を少し緩める方向で候補地を選定しないといけません。しかしながらこの方の言われるようにしなくても、候補地としては抽出できそうなので、わざわざ基準を緩める必要がないと言えらると思います。

(委員長)

私も副委員長の意見はもっともだと思います。

今の段階では、スクリーニングの基準を変える必要はないと思います。この意見に対しては、そのような対応でよろしいですか。

次に川などのある場所には造らない、雑木林を伐採しない、絶滅危惧種などの環境破壊の確認など以下の件については、これまでも議論していたことなので特段議論する必要はないと思います。意見を十分聞きながら進めて行くという対応でよろしいですね。

続きまして、その他として選定基準の項目に該当しない意見等です。先程も議論しました雨水に関する意見や、30度以上の傾斜地でないことなどの意見がありますが、どうですか。資料としては6頁です。これも貴重な意見なので、我々としても特段意見はないように思いますが。

7頁も同じように、地形、地質についての意見です。希釈水の確保、地下水の変動、風化岩の有無、埋立地盤の問題、谷の出口が小さく、谷は広いことなどです。

(委員)

一つ一つは、もっともな意見だと思います。相対的に見ると意見が相反するところもあります。例えば山頂付近に計画すれば、希釈水が少なくなります。これもあくまで参考意見ではないですか。別に異議を言うつもりはないですが。

(委員)

30度以上の急傾斜地でないことなど、具体的にいろいろ言われてますが、それに制約されると、実際候補地は選べないと思います。

尾根の部分が良いという意見ですが、尾根の部分から水は浸透しますので、そこが汚染されると、地下水が汚れてしまいますから、簡単にはいきません。これを具体的に反映することはいかないとし、意見に沿って考慮しますという程度しか言えないと思います。

(委員長)

結論めいた意見を頂きました。とりあえず、そんな方向だと思います。否定するのではなく、できるだけ参考にするという意見でした。

(委員)

「谷の出口が小さくて、谷が出来るだけ広いこと」と言うのは、そうでない場所に比べて何かメリットがあるのですか。

(副委員長)

処分場の一番下に締め切りの堰堤を造ります。ダムを造る時と同じで、谷の出口が小さい場所に造れば、ダムの本体は小さいですが、たくさんの水を貯めることが出来ます。それと同じです。それとコスト的に安くできることが大きなメリットです。

今の作業で意見を伺っているのは、一つは候補地選定基準、特にスクリーニング基準として見た時に、不十分かどうかチェックをしていると思います。個々の意見は意見として、候補地群が出て、多いから選考しようとする時には、出来るだけ意見を活かした作業をすることで良いと思います。

少なくとも我々が進めてきた作業自体を修正する必要はないし、これから行う作業として、意見を参考にしますという程度で良いと思います。ただ中には作業を一部修正する必要があるような、意見があるかどうかという事が大事です。多くの人の意見を入れることにより、より良い選定基準が出来れば良いことだと思います。候補地群が抽出された後、意見に照らし合わせてチェックしたらどうかな、と言う意見がほとんどのように思います。

(委員長)

副委員長が指摘された視点から、意見を頂きたいと思います。

続いて資料7頁の地理的・立地的条件に移ります。

(副委員長)

同趣旨意見外3件というのは、本当に同趣旨ですか。

(事務局)

パイプの話はありませんでしたが、海域まで近い場所に設置するほうが良いとの意見がありました。河川のこともあり、下流に影響を及ぼさないためにもなるべく海域に近い場所という意見です。

(委員)

冒頭、あったように施設のことについて我々が意見を言えないのであれば、何も言えないのではないですか。これであれば、施設を管理型にするのか遮断型にするのかによって変わってきます。後段の部分についても、処分場に関しての意見が出ていますが。

(委員長)

意見の言いようがないということですか。

(委員)

事務局にも管理型とは、どんなものなのかも質問したいのですが。

(委員長)

管理型処分場というのが、一応前提条件になっています。

(委員)

資料7頁に「下流域に造る」という意見があります。浸出水や漏水があってはならない管理型でも、第一級の管理型を造らなければならないという意見が出てくると思います。こんな意見が出ないのは不思議です。ですから、意見の言いようがありません。

(事務局)

事務局として考えている管理型処分場ですが、一般的な事としてコンサルタントの方から説明します。

(コンサルタント)

今の意見に対して、補足説明をいたします。

廃棄物の処分場に関しては、管理型と安定型、遮断型の形態があることはご存知だと思います。事務局からは管理型処分場を造るという説明がありましたが、管理型にも最近、被覆型、いわゆるクローズド型というのが出来てきました。クローズド型であれば排水が出ないと言われていました。しかしクローズド型としては小規模な処分場が多く出来ていますが、大規模なものはあまり出来ていません。また、費用的にクローズド型はコストが高いと言われていました。

管理型処分場で、屋根付きでない処分場を造るのか、屋根付きのものを造るのかは事務局として決めていないと思います。クローズド型を採用するのであれば、お金の問題となりますので、今後候補地が決まった時点で、構造を睨みながら検討することになると思います。

(委員長)

我々が最終処分場の中身について、議論する際に制約があるのはご承知と思います。

しかし、候補地群の絞込みの段階で、こういう事に留意すべきだと言えますので、そういった観点から意見を言って頂きたいと思います。何も言えないから結構だということのないようにお願いします。

地理的条件について、この意見は参考になるとか、この意見はちょっととか、感じたことはありませんか。

(副委員長)

質問です。資料7頁の下の方に「風による影響を考慮して施設をつくる。」とありますが、意見の趣旨がよく分からないのですが。

(事務局)

処分場へ搬入の際、飛散するという事ではないでしょうか。

(委員)

山では、風の道というのがあります。東京日の出町の処分場の問題の際、風の被害が周辺に出たというデータを見たことがあります。そんなことも考慮した意見ではないでしょうか。埋立完了に15年掛かりますので、その間の影響も考えたのではないかと思います。

(委員)

この意見がこの参考程度であれば良いと思いますが、もし残ってある程度制約されること

になるとまずい気がします。確かに考えられることもありますが、断定は出来ない事が多くあります。例えば海岸まで距離が短いと良いと言いますが、短ければ海が汚染される心配があります。また谷の出口は小さく、かつ谷はできるだけ広いことというのも処分場としては形が良いのですが、谷が広いということは、流域面積が広いことにもなります。そこには水が集まるし、出口が小さくなれば水の勢いが増し、洪水になり易い地形です。ですから、ケースバイ・ケースであり、断定できない要素がたくさんあります。

意見を貰っているので、ある程度参考にして、次の段階で配慮する形に留めるほうが良いと思います。これを次の段階できちんと守るとなると、微妙な意見もあります。

(委員長)

今の意見は大事です。有名な経済学者にサムエルソンという人がいて「一つ一つの事実は非常に正しいが、それを集合すると却って大きな間違いにもなるし、整合性がなくなる」と言っています。これは現実には社会ではよくあることです。また、社会的現象だけでなく、自然的現象でも言えることだと思います。それぞれは貴重な意見であり、留意すべき点ですが、全てを盛り込むと大変な事となります。

それぞれの状況に加味しながら、作業を進めて行く上で意見を拝聴することを基本にしたいと思います。

(委員)

立地条件として色々と書かれていることに共通して言えることは、廃棄物の処分場を性悪説に基づいて意見を述べているように思います。例えば県が関与しようが、検討委員会が目指す素晴らしい処分場であろうが、はっきり言えば信じられない、水も汚水も出すであろうと考えていると思います。

皆さんご存知でしょうが、管理型処分場は焼却場で処理した焼却灰を処分し、埋立基準は焼却施設のタイプによりますが、最大10%までの未燃物が混じっててもいいことになっています。処分場に行くと調整池の水面に、紙くずだとかプラスチックだとかが散乱していますし、地表にも出ています。

ですから風による影響を考えて施設を造るということは、先程事務局から廃棄物を運ぶ車両からの飛散があるとの説明がありましたが、処分場の紙くずなどが飛ぶこともあります。これが管理型処分場です。残土などの処分場であればそんなこともありませんが、きちんと一次処理が行われているはずの処分場が汚いことになります。そのことをよく知っている方の意見なのかなと思います。ですから処分場の水処理を行うにしても完全ではないだろう、だから海に近いところから流してはどうかとか、海水浴場から遠い場所、パイプ云々、風による影響などと悪く取れば、そんな発想が出ています。そんなことがベースになっていると思います。

さらに焼却灰は無害のように錯覚されますが、重金属などが混じっています。この処置について処分場を持つる所は困っています。処分場はきちっと管理されるべきですが、現実的には完全にならないために、こんな場所での設置はどうか、というので提案されている方の意見に思います。あまり建設的な意見でなく、申し訳ありませんが、こんな視点で処分場を見ている人もいるから、それを避けるためにこんな方策があるという意見だと理解しています。

(委員長)

いろいろ、リアルな意見でした。

次の8頁には搬入道路、経済性、処分場の構造の意見が出ています。これについてはどう

ですか。

(委員)

資料8頁の処分場の構造の部分に、廃棄物処分場に降る雨水の処理と具体的な意見があります。これについては、事務局としてきちんと答えていくべきだと思います。

一般的なタイプの処分場ではこんな処理をしていて、今後考えているのは、こんなタイプであるとか、容量が決まらないと具体的なことは分からないと思いますが。

(委員長)

どの段階で、答えれば良いですか。

(委員)

対応等とかを、問われていますので、対応しなければと思います。だから、こういう施設でこんな対応をしていくということ、具体的に挙げる方が良いと思います。事務局で挙げないと、委員会での対応は出来ません。

(委員)

この委員会では、そのことについては触れられないのでしょうか。ここで、議論が出来る場がないのだから、無理ではないですか。

(委員長)

何回も言いますように事業主体にこんな意見があった、ということ伝えることに留めざるを得ないことになります。

(委員)

処分場のイメージが具体的に書かれてないために、そんな意見も多く出ています。事務局が、雨水の処理方法をこんな風に考えています、ということはある程度情報を挙げれば、良いと思います。

(委員長)

我々の意見の段階で、雨水に対する処置をきちっとしなさい、ということとは言えると思います。だけどそれに対してこんな施設を造れ云々の話はこの場では議論出来ません。

(委員)

雨水の処理をどうするということをイメージとして、想定される最終処分場についての基本仕様のところに出した方が良いというのが、私の意見です。ある程度基本仕様に、このことについて書いてあれば、雨水処理等の問題や意見も出てこないと思います。

(事務局)

紀南地域内にも御坊広域や田辺市、白浜町に管理型処分場があります。田辺市では雨水対策として山の斜面から埋立地に水が直接流れ込まないように、側溝を設け排出しています。また、旧処分場を粘土質の土で覆ったり、表面に何本も排水の溝を造ったりして、処分場に浸出しない方法を取っています。処分場内に入った水は、浸透させたり地中の集水パイプで調整池に集めます。もちろん処分場には遮水シートも備えます。調整池に集めた水は浸出水処理施設で排出基準に適した処理をして放流ということになっています。建設しようとする処分場の雨水に対する処理も、基本的にこのように考えていますので、ご指摘のありましたように挙げて行きたいと思います。

また、一般的な管理型処分場の水処理フロー図もありますので、皆様方に資料として後日提供したいと思います。

(委員)

限られた時間での意見への対応ですので、委員会としては付帯意見として出さざるを得な

いのかなと思います。

ただ、地形の問題一つを取り挙げても、最終処分場の機能と表裏一体だと思えます。設置基準等については、事業主体のやることであるけれども、少なくとも我々の責任でこんな形の処分場は最低限望ましいですよ、という程度の意見は提言していくことが、責任のある対応だと思えます。

行政の縦割りではありませんが、我々も縦割りのことしか出来なかったのか、ということのないように、なるべく丁寧に、親切に対応したいと考えます。

(委員)

我々が最終処分場の候補地を何ヵ所か選定することを諮問されていて、皆さん方が言われている施設とか設備についても、切っても切れない部分というのがあると思えます。

ある程度の候補地を選んだ段階で、後で施設・設備について我々の検討委員会として、最低限ここまでしてほしいという留意点などを、出せるわけですね。だからその時点で、この条件は守ってほしいということを、頂いた意見も参考にしながら、皆さんで出し合って検討すればどうかなと思います。議論があっちこっちに行ってしまうような気がします。一番気にかかるところですので、そんな方法で進められないのでしょうか。

(委員長)

皆様の意見は、それぞれに貴重です。

候補地の選定とどんな施設が良いのかを議論していますが、当面委員会に諮問されていることは具体的な処分場の施設の中身についての議論ではなく、候補地群の選定であり、絞り込む際の留意事項です。

検討していく際に処分場の施設の中身について、ある程度委員会として意見を言うべきであるというのが多くの委員さんの提言です。これについて、事務局としてどの程度までの意見を受け入れて貰えるのか、確認したいのですが。

(事務局)

候補地が確定していて、その地形などによって最終処分場の形態や基準設計なども決まっています。それに基づいた議論をして頂ければ良いのですが、この協議会は一から候補地を探していく方法ですので、最終処分場も管理型としか言えない状況です。

適正処理方針を出して頂いた委員会の意見は、次の事業主体が最終処分場を建設する上で、大変重要だと考えています。

後程の議題にもなりますが、候補地群から候補地を絞り込む際の留意事項について、委員の皆様方から意見を頂くことになっています。ですからその段階で雨水処理であるとか、処分場の形態などについて、事務局に投げ掛けて頂ければと考えています。

(委員長)

候補地群の中から特定候補地を絞り込む際の留意事項の中に、色々と処分場としてこうあってほしいという意見を付け加えれば良いということですから、そのように確認しておきます。

(委員)

付帯意見として、出せばよいのですね。

(副委員長)

逆の確認ですが、8頁の経済性や搬入道路についての意見です。

現在は経済性などを考えずにスクリーニングを行っています。経済性も考えなくもないですが、どう安全性のある処分場を造るかということとは、より安全な施設を造るには費用が

掛かることから、両立し難いものと思います。意見の経済性の主点は、運搬距離が出来るだけ短くなるように、わざわざへんぴな場所に多量の廃棄物を運ぶのはおかしいのではないかと、ということです。これは意見としてもっともかもしませんが、現在の候補地群を出す基準としては、あえてこんな考えを採らないというのが、我々委員会の考えであったように思います。そのことの確認をする必要があると思います。

経済性については、全く考えないということではありません。当然経済性も最終的には考慮しますが、経済性だけを考慮するのではないということ、今の候補地群の選定として経済性は主要道路から2kmという基準もあり、経済性も一部分入っていますが、それ以上の距離になると工事などによる環境破壊も起こり得るということで、基準として入れています。経済性を無視する訳ではありませんが、基準としてこの段階で入れませんという意識で取り組む方が良くと思いますが、どうでしょうか。

(委員長)

その点については問題ないと思いますが、確認したいと思います。

次の段階で当然出てくる問題ですから、その時点で考慮して検討する事項とします。

9頁には廃棄物に対する人の教育、モラルの向上や最終処分場のすべての情報公開という意見もありますが、特段意見がないようでしたら以上で選定基準についてはほぼ検討しました。

続きまして10頁「紀南地域にふさわしい最終処分場のあり方について」の意見の検討に入ります。しかし、我々の委員会が立ち入れられないという部分であり、審議するのも難しいと思いますが、いろいろな意見を9件頂いていますので、この委員会としてその意見にどう対応するのかについて意見があればお願いします。

(委員)

最初の意見で、「リーダーシップを持って計画を進めていただきたい」とあります。私は日頃から県にもっとリーダーシップを持って進めて欲しいと思っているのですが、この意見は、誰がリーダーシップをとる意見なのでしょう。

(事務局)

基本的には、検討委員会にリーダーシップを取って欲しいとのことだと思います。

(委員長)

我々に対する意見だから、もっと頑張れということですね。

(副委員長)

10頁の意見で「今後予想される大地震にそなえた処分場であること」とありますが、どんな意味でしょうか。大地震でも大丈夫という意味なのか、事務局としてはどう捉えていますか。

(事務局)

事務局としては、大地震に対する構造ではないかと考えます。

(委員)

関連して「今後予想される大地震にそなえた処分場」との意見は無視するかしらないか、大きな事項だと思います。大地震が起こっても浸出水が漏れたりしないという構造の問題もありますが、それとスケールの問題もあると思います。

先月の新潟地震によっても大量の廃棄物が出ていますが、今後予想されているような大規模な南海地震などが和歌山県下で起きるとすれば、大量の廃棄物が予想されます。だからそれも睨んだ処分場になると、今考えているよりも大規模なスペースを確保する必要になり

ます。その時には理想的な最終処分場というのではなく、とりあえず廃棄物を一次保管するためのスペースとしての処分場が必要になると思います。ですから、この意見のように東南海地震のことを考えるのであれば、事業主体等で考えている処分場を検討し直す必要もあると思います。

(委員)

10頁に最終処分場だけでなく、再資源・再利用の施設も必要であるとか、そんな意見が何件あります。そんな施設も併設するならば、予定している20haの面積だけで十分なのかどうか、教えて下さい。

(事務局)

基本的に20haという数値を出していますが、実際に埋める場所の面積は10ha以下になります。その周辺に緩衝地帯を設けて約20ha程度と考えていますので、面積的には十分余裕があるものと思っています。

(委員長)

今、二人の委員さんから処分場の規模、面積に係る重要な指摘がありました。

一つは予想される南海・東南海が起こった際に発生する多量の廃棄物を、どこまで突っ込んだ考えでの規模、広さにするのか、あるいは単なる処分場ではなくて、再利用や再資源化施設も併設が出来るような規模になるのか、ということですが、これについていかがですか。

(委員)

先月の地震で多量の廃棄物が出ているということですが、テレビや新聞で見る限り、全くそんな考慮もされていなかったのかなという気がします。ですから、そんな指摘も重要だと思います。

(委員)

この委員会で「紀南地域にふさわしい最終処分場のあり方」について議論する意味がないと思います。また下の意見には「全国から受け入れられるような規模」などありますが、これは答申を読んで頂いていない方の意見だと思います。ですからあくまで皆さんの希望の意見であって委員会が議論出来ないのではと思います。

(委員長)

議論するよりも非常に難しいですが、何か気付くことはないですか、ということになると思います。今のように無視して良いような意見もありますが、重要な指摘を受けるような意見もありますので、その点はどうですか。

(委員)

地震のためにこんな大きなものにしようということは、この場での議論は出来ないですね。

(副委員長)

事務局に確認したのは、「大地震にそなえた」というのは三種類あるのではないかと考えたからです。

一つ目は、大地震が起こっても処分場自身が大丈夫で被害を受けないようなもの、処分場の破綻によって下流などに環境汚染が及ばないものという意味の備えです。二つ目は、場合によっては避難場所として活用できるようにというニュアンスがあるかなと思います。三つ目は災害廃棄物の一次保管スペースとしての施設です。

私は意見を言われた方の真意は分かりません。ただ意見として何らかの形で対応として意見を承ります、と書くのであれば意見の趣旨が分からずには書けないので、確認をしました。

(委員)

地震に備える処分場というのは、当然のことだと思います。そのことを書いているのではなくて、この方は前段に埋立跡地利用として野球場やサッカー場など遊戯施設に活用して欲しいとあります。ですから、避難所としての活用ではないかなと解釈しました。

(委員)

「紀南地域にふさわしい最終処分場のあり方」について意見を求めています。ですから、それに対していろんな処分場のあり方や産業構造についても意見を出されています。我々はその方達に真面目に応えることが重要だと思います。どこの場所に何を造るという場合にも、いろんな説得材料が必要になると思います。そんな時に前回にも意見がありました。周辺地域も含めて夢のある構想提供が非常に重要だと思います。ですからこの場で議論することが荒唐無稽だとは思わないし、推進していく立場とすると委員会の本題ではありませんが、ある程度加味していくことが重要だと思います。

最近のニュースで火力発電や原子力発電の事故が発生しているため、いくら耐震構造であるとか事故がないといっても国民の99%は信頼していないように思います。このためこんな意見を十分検討して進めるべきだと思います。

(委員)

本題から逸れますが、私は豊島のことを考えていました。そこには約50万m<sup>3</sup>の廃棄物が埋め立てられていて、最近では近くの直島で適正な処理をする事業が始まったように新聞で見ました。この廃棄物が直島でどのように処理されているのか、その後どうなっていくのかを考えているところです。この地域においても、埋め立てる前に適正処理が出来ないかどうか考えています。直島のことについて専門の委員さんがおられますので、意見を伺いたいのですが。

(委員)

豊島には最終処分場がありましたが、搬入のコントロールがうまくいかなかったために、主に産業廃棄物が多量に搬入されて様々な問題が生じて来た訳です。それを近くの直島で、嵩を減らすことと安定化処理という大きな使命を帯びて、高温で熔融処理するプラントを造りました。

一年以上前から操業を始めましたが、トラブルが多く生じたり、またそれを改造するための多額の費用をメーカーから請求されることになりました。これには環境省の外郭団体が計画当初から関与していましたが、プラントのことが具体的に解らないとのことから、昨年からは大阪市環境事業協会にプラントの改造とメンテナンスについての要請があり、専門の技術者を配置して対応しています。

確かに様々な物が混じった処分場で、これを高温で熔融処理すれば熔融スラグという安定した残渣が残りますが、実際のプラントの操業ではトラブルが発生するものです。

最初の処分の計画とは違う廃棄物が投入されたという実態がありました。これが豊島の大きな問題でもありますが、処分場というのはいい加減になるのではという心配を持っている人もいるということです。埋め立てられた廃棄物の再生ということで、高額な費用を掛けて無害なものにしようという事業です。

(委員)

当時500億円程度の費用が必要と聞きましたが、それが倍くらいの費用になっているということですか。

(委員)

処理費用としては、数百億円と言われていましたが、それ以外に当初予想していなかった

プラントのトラブルに年間何億円という費用が掛かっています。しかし、プラントのトラブルを解消しないことには処理が進みません。

現在これと同じように、環境事業団がPCBの処理をしようと全国に何か所も施設を設けています。しかし、これも豊島の二の舞になるのではと懸念しています。それだけ、廃棄物処理というのは理想的に進まないという例ではないかと考えます。

(委員)

廃棄物処理が理想通りに進まないことと、我々がここで計画している50万m<sup>3</sup>というのは途方もない量であると思います。

何年か前に豊島を見て来て、うまく進めば良いなと感じながら、何百億円という費用を掛けても理想通りに進んでいない現状に驚いていると同時に何て言ったらよいのか、戸惑いを感じます。

(委員長)

先程の意見のように、委員会として「紀南地域にふさわしい最終処分場のあり方」について住民の方から意見を求めました。その結果いろいろな意見が出されています。

これを真摯に受け止めて、我々の考え方と少し異なる意見もありますが、活用できるものは活用するように応えて、協議会に繋いでいくことが大事になると思います。

11頁以降のその他の意見については、どうですか。

(委員)

11頁にある「最終処分場を設計、建設あるいは維持管理したことのある経験者が余り参加していないことが不思議である」とかの意見があります。私もいろいろな専門の委員さん方の意見が聞けて、ほんとうに参考になっています。

ですからそんな延長上にある意見だと思います。私が地域住民であっても、どんな経験を持った方がどんな意見を持って最終処分場建設に携わってくれているのか、関心があります。信頼関係を保つ上では、非常に大切な問いかけであるように思います。

最終処分場建設に当たっては、具体的に誰かは分かりませんが、最終処分場の設計や維持管理に携わった人を加えるという、我々としての付帯意見を出す必要があると思います。

(副委員長)

11頁の2件目の意見で、「そのためには、スクリーニングを行っている現段階から、各市町村の取り組みにより、機会あるごとに住民と対話していく必要があると思う」「もっと住民に情報を提供をしていく必要があると思う」というのがあります。委員会としては基本的にはそんな考え方で進めていますが、この方はまだまだ足りないからもっとしなさい、というようにも思えるのですが。

各市町村の取り組みにより、という意見がよく分からないのですが、もっと市町村が住民の意見を聞けるように、我々が指導する必要があるのかなとも考えますが。

(委員)

市町村の話し合いを定期的に行っているということを知りましたが、この場にはなかなか市町村の担当者が出席されていません。協議会と市町村の担当者とは、どのような会議が行われているのですか。

(事務局)

以前にも説明しましたが、協議会や検討委員会での協議事項などを協議会の構成団体に伝える組織として、産業界や行政の代表からなる連絡調整会議があります。検討委員会の進捗状況や指摘事項などは、委員会の終了後必ず定期的にこの構成メンバーを集め伝えていきます。

また、当日会議に都合で出席できないメンバーには、事務局から委員会の概要報告と資料を送ることにしています。

それからそのメンバーは、自分の地域の市町村担当などを集めた会議を開いて全市町村に情報を伝えるようにしていますし、現状について首長さんへの報告を要請しています。

今日は市町村の担当者の傍聴が少ないのは、他の会議、現在は市町村合併による協議も多く行われているためだと思っています。これも以前指摘された事項のため、事務局は市町村各担当にも委員会への出席を要請しています。

委員さんの地域におきましても、10月の始めに各首長さんや担当課長が集まる会議があり、我々も出席し候補地群の選定方法や事業主体の協議内容について説明しています。他の地域でも首長さんの集まりや、担当課長会議に事務局が出かけ、現状を説明していますので事務局としては、委員会から指摘のあった委員会のソフト事業の趣旨が市町村に反映するかどうか、ということを中心しながら各市町村と調整をしたり、調査を行ったりしています。

このため合併協議が行われている市町村では、分別や資源化について答申が出されたように、資源化品目の統一が進んできています。

(委員)

私の町では、首長だけでなく議会に対しても何ら現状の説明が行われていません。ですから住民に説明する以前の問題であると思います。何か連携が取れていないように思います。

(事務局)

我々は御坊広域、田辺広域、新宮広域と説明し、前述したように10月8日に新宮広域の会議に出席し、その席上で現状報告と説明だけでなく、新事業主体への参加は個々の市町村の判断によるものであるから、議会への報告と説明を是非行って欲しいと依頼しています。説明用の資料提供の申し出のある市町村もあり、事務局は資料を提供しています。

(委員長)

皆様方から寄せられた各意見について審議、検討を頂きました。これについて委員会としてどう対応していくか、副委員長とも相談しましたが、対応方法は基本的に4項目程度だと思っています。

第一は、委員会が検討した第1次・第2次スクリーニング基準について、この基準に漏れていたから、是非取り入れるべきだ、基準の意見だから対応するというものがあります。これについては、私の考えとして特段に今回の意見では基本的になかったように思います。

第二に第三段階、つまり候補地群の抽出段階の中で、考慮すべき意見として重要であるから対応が必要があるというものがあります。それから次の対応は候補地群の絞り込みの際に、留意事項として参考にしていくという方法があります。

第三の対応は「紀南地域にふさわしい最終処分場」を造るためには、委員会としても協議会に対して意見を言うべきであるということですから、処分場の設計の際には是非留意して対応して欲しいというものがあります。これについて、委員会として付帯意見として協議会に言わざるを得ないと思います。こんな処分場がふさわしい、望ましいということの対応をして行きたいと思っています。

最後には委員会として対応しにくいものがあるので、協議会として説明して欲しい意見があります。このように4点の対応方法があると思います。

これについては、事務局として今日の議論を踏まえ、この項目についてはこんな方法で対応をするという案を作成して頂き、私と副委員長を含めて協議をし、委員さんの手元に配布し異論がないかどうか確認させて頂きたいと考えています。

続きまして、二番目の審議事項、第三段階の候補地群の抽出の進め方に入りますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題(2)は資料4、11頁で、今後候補地群抽出の作業手順の説明になります。

1次・2次スクリーニングより得られた候補地エリアからの候補地群の抽出に入ります。まず、地図上での候補地群の抽出です。2万5千分の1の地図上で等高線を目で見えて、施設整備に必要な面積容量を確保できる谷を探す作業を現在行っています。地域全体では43枚の地図に分割されますが、現在4枚分の作業が終わり16カ所の候補地を探しています。この作業の後、市町村への個別候補地の照会ということで、抽出した候補地群について照会し、事務局が当該市町村の担当者と共に現地確認を行い、項目のチェックをします。項目については市町村固有の地域・地点情報です。

次に最終段階として、候補地群の確定です。1次・2次スクリーニング項目のうち、一律の距離設定による除外では不十分なもの、断層や活断層、水道水源の取水地点などについて、個別の候補地をチェックし、必要に応じて候補地群から除く作業を検討委員会で行って頂きます。

次の頁には個別候補地をどのようにして確認を行うのか、具体例を挙げています。この太線の枠内が候補地となり、50万m<sup>3</sup>の規模の谷を表わしています。この枠内は約10haですが、実際にはこれに加えて緩衝地帯としての面積も含まれてきます。

下の表は市町村や現地確認でのチェックの項目です。例として、候補地の近隣には特別養護老人ホームが建設中であるから、候補地から除外しようとか、備考の例にもあるように、候補地の付近には近隣自治体のし尿処理施設があり、施設が稼働している間は、その周辺に他の廃棄物関連施設を設置しないという地元町内会との協定書が締結されているように、前回の委員会で指摘のあった社会的条件も情報確認として加味することも考えています。

このような作業で個別候補地について、次回の委員会に提示したいと考えています。

(委員長)

第三段階での候補地群の抽出について、説明がありましたがスケジュールや市町村へ調査なども含めて、意見はありませんか。

(副委員長)

いくつか確認したいことがあります。

一つは、委員長が先程まとめられた今回の募集で出た意見について、場合によっては第三段階で考慮するものもあります。具体的に何かは言えませんが、これは候補地群の基準と同じ扱いにすると認識して良いかどうかです。その際に市町村に照会しと書いてありますが、担当者だけでなく出来るだけ地元の状況が把握出来る担当者、防災や自然環境について専門的な知識を持った担当がいれば良いのですが、形式ではなく本当に大丈夫かという視点からのチェックが必要ですから、そうなるように是非お願いします。

(委員長)

今の意見は非常に重要です。

私としても今回の作業は重要であり、大きな課題になります。正確な情報が必要ですし、詳細な個別情報の確認をすることが大前提になります。少し時間を取ってでも、市町村に形式的な照会でなく、本当に事情に詳しく精通した方にきちっと確認をすることが重要になってくると思います。事務局は大変だと思いますが、この点に関しては十分な対応をお願いします。

(事務局)

来週から、各市町村に対して廃棄物の最終処分量の調査を行い、その際に現地確認についての説明を行う予定にしています。12月からは事務局と市町村とで各候補地群の現地確認に入りたいと考えています。

(委員)

この16ヵ所というのはどの辺りですか。何町が何ヵ所というのは公表出来ないのですか。

(事務局)

前回提示しました、みなべ町・印南町・田辺市・白浜町・上富田町・中辺路町の一部の辺りの2万5千分の1の地図の4枚からは16ヵ所が候補地となっています。これに関しては、まだ作業段階ですから、個別候補地を出すのは難しいと考えます。次回の委員会では、地図上で探す候補地の全てを提示しますので、その時点で公開できるものと思います。

(委員長)

事務局から説明がありましたが、この件も重要なことなので委員の皆様を確認をしたいと思っています。

次回に予定している委員会ですが、候補地群の絞り込まれたものが地図上に何ヵ所か出てきます。候補地群のデータも出ますので、どこの市町村のどこという具体的な場所も分かってきます。ですから、この委員会の傍聴についてそれぞれの関係の方もいますし、当然報道の方もいます。候補地群がある程度分かることになるので、委員会は公開原則で進めていますが、それに対して委員の皆様方がどう判断されるのか、意見を頂きたいのですが。

(委員)

最終処分場の候補地は1ヵ所にするのですか、複数にするのですか。

(委員)

我々は候補地群を探だけです。

(委員)

最終的に候補地を事業主体が探すにしても、委員会としては紀南地域に何ヵ所か、あるいは1ヵ所の処分場を造れば良いという考えで最終答申をするのかどうかで、異なってくるように思いますが。

(委員長)

委員会として何ヵ所も処分場を造ることについての諮問を受けていませんから、議論はしていません。

(委員)

処分場の容量は提案されています。紀南地域で何ヵ所なのか、1ヵ所なのかという前提で議論をしているのですか。容量が満杯になることも予想されますが。

(事務局)

協議会としては、地域内に1ヵ所の処分場を建設したいと考えています。委員会としては候補地群を選定して頂くので、その数が何ヵ所になるのかは分かりません。その中から、次の事業主体が最終1ヵ所の建設用地を絞り込みます。

(委員長)

我々としても、最終建設される処分場は1ヵ所だろうという想定で議論をしているものと思っています。特にこの委員会としては、どうのこうのという事はありませんでしたので、あえて踏み込んだ議論は行っていません。

再度確認しますが、次回の委員会については、今までのように公開で行うことについて、異論はありませんか。

(委員)

当然公開で行うものと思います。

(委員長)

確認します。次回の委員会も従来通り公開で進めて行きたいと思います。

(副委員長)

現在、地図上で候補地群を抽出していて、とりあえず16カ所の候補地が出ているということですが、地図の枚数からいうと一割です。そうすれば候補地が100カ所程度予想されます。それを11月から12月に事務局と市町村が現地確認を行うことが出来るのか、仮に100カ所を確認し、次回の委員会において全てを議論することになれば大変な作業になり、時間も掛かると思います。それとも現地に行けば現実に除外項目に該当し、50カ所だけになったということになるのですか。

(事務局)

候補地群の数が、いくつになるのか分からないのが現状です。

もちろん市町村照会や事務局案という形で、提示したものを議論して頂きたいと考えています。長時間にわたる議論になる可能性もあります。

(委員長)

100カ所の候補地を逐一市町村からの情報を加味したものを説明した後、委員会として、それについて審議することになるのですか。

(委員)

我々は前提条件を審議しています。

その前提条件をクリアーし、また市町村の紹介による結果も基準を満たしていればOKであって、この場で再度議論する必要がないのではないですか。委員会の答申としては、これだけの候補地群がありますと言わざるを得ないと思います。

(委員長)

その前提条件で少しおかしいものや疑義のあるものがあれば委員会で議論しますが、基本的には今の意見の通りだと思います。

(委員)

今まで条件について議論しているので、事務局の提案通りの作業になると思います。

(事務局)

具体的に想定している検討事項ですが、今までの基準では候補地群として挙がっているけれど断層や水源に近過ぎるのではないかと、というような情報での検討になると考えています。

(委員長)

その辺りの個別情報については、漏れなく1件ずつ説明する訳ですね。

(委員)

12月頃に現地確認を行う予定ということですが、希望すれば我々委員も同行してもいいですか。

(委員)

おそらく3次スクリーニングまでは、機械的な作業だと思います。それで候補地として出たものを再度委員会で確認する必要もありますが、それを委員全員で出来るかどうかです。最終的には全員で議論することになりますが、その事前に資料を絞り込むというか、見直す作業も必要になると思います。

事務局に提案しますが、機械的に出た候補地をもう少し地形であるとか、配慮する点もい

くつかありますので、地質や地形に詳しい専門家に選定してもらう必要があると思います。その結果候補地から除外することになれば、それをこの委員会で何故除外したのかを説明すればいい訳です。

機械的な作業だけで、議論をしても仕方がないと考えます。第3段階では、断層や水源などの問題がありますが微妙な点もあるために、ある程度専門家に判断してもらってはどうか。

(委員)

それは絞り込みの段階の作業であって我々がそんな細かい作業まで、出来ないと思います。ですから、次の事業主体が行うことであって検討委員会では無理ではないですか。

(副委員長)

でも、この委員会で検討することになっています。

(委員)

ここで我々が検討することは、今までの基準を基に事務局からの提案をチェックしていく以外にないのではありませんか。

(事務局)

例えば資料16頁で先程説明しましたように、備考の欄にあるような事項に関して、付帯状況として掲げていますが、これによって検討委員会として候補地から外すことは考えていません。基本的には表3である項目、今回の住民意見の中で反映できる項目を含めチェックした上で、事務局案を提出しますのでそれを確認して頂くように考えています。

(委員長)

確認します。

先程のご指摘は、候補地群の中で少し問題のある場所については、専門家の意見も加味した上で情報として、委員会に提出して欲しいという意見でした。事務局として、そんな作業も行って欲しいということです。それは事務局として、時間的に可能ですか。

(副委員長)

私を含めて、皆さんの意見は少しニュアンスが違いますが、多分同じことを言われています。私は14頁の3、候補地群の確定の段階に記載されている「個別の候補地をチェックし、必要に応じて候補地群から除く(断層・活断層、水道水源の取水地点等と候補地との位置関係の考慮など)」を候補地として100カ所あれば、いちいちそれをこの場で検討するのは大変な作業だから、事前に事務局が専門家の意見を入れて抽出した結果を委員会に出して欲しいということです。

極端な事を言えば、この項目について空白のままであれば、候補地の全てについて100カ所なら100カ所、この場で議論するのは止めましょうということです。評価がよく分からないから、であるからどうしましょう、というのであれば良いですが、明らかに×であれば、作業として終えていて欲しいのです。

(委員)

43枚のうち4枚の作業を終えて16カ所の候補地ということですが、その後に事務局と市町村で確認作業や照会を行うので、数も減ってくると思いますが、私たちとしては、50カ所や100カ所の候補地が出て作業が出来ないので、専門家の方の意見も入れて、ある程度数を減らした上で、これなら良いという候補地を提案してもらいたいと個人的には思います。それから委員会として絞り込めるもの、チェック出来そうなものについて議論してはどうでしょうか。

(委員長)

今の意見はもっともな意見だと思います。

地図上で何か所か候補地群が出てきます。それを事前に専門家の方の意見や関係者の意見を聞きながら、落とすものは落とし、残すものは残して選別作業をある程度行った結果を次回の委員会に提示して下さいという皆様の意向が出されていますので、事務局に是非行って欲しい作業だと思います。

(委員)

現実的に自治体に照会をすれば、候補地が0になる可能性もあります。その際に、事務局の説明にありましたが、チェック方法はこの委員会が決めた項目だけに限定して、地域でそんなものを造らないというような約束事まで一切認めないという条件で自治体に照会するのか、どうかによって自治体の回答が異なってくると思います。

委員会が決めた項目以外の理由で、各自治体が自分の地域から候補地の除外を望むことがあります。あくまでも今回は検討委員会が決めたチェック項目だけの照会で、候補地を絞り込むのかどうかによって、その数が変わってくると思います。

委員会としてどうするかですが、14頁の2「個別の候補地の照会」で「チェック項目は、市町村固有の地域・地点情報であり」とありますので、こういう項目で委員会の項目以外に各市町村が候補地として困る、となった場合には照会の結果として候補地が無くなる可能性もあります。

(事務局)

その件に関して「市町村固有の地域・地点情報であり」というのは、表3に挙げているものの修飾語に過ぎません。表3に挙げている項目以外で何か、市町村としてはこんな事情で候補地としてダメということは、基本的にはないと考えています。

市町村に対しては、この候補地はOKですか、という照会ではなくて、表3にあるような項目、防災や自然環境や文化財等の項目についてどうですか、という照会になります。あと付帯する情報としては、協定などがあれば記載して欲しいとしています。

市町村の意向、好き嫌いによって、候補地が全然ないということは考えていません。

(委員)

市町村個別の理由は、認めないということで委員会として押し切るということですね。その点をはっきりしておかないと、問題が生じると思います。

(委員)

私も事務局の説明のような理解をしています。

市町村個別の理由が書いてあれば、我々としてもある程度考慮していかないと、最終的に絞り込む段階では、ネックになるのではないかと思います。ただ、今のスクリーニング段階で、市町村が全く拒否することにはならないと思います。条件をクリアして、我々としてこんな所が処分場とし適しています、という答申をするだけです。それでいいと思います。

(委員)

ある町にいくつかの候補地があります、と提案すると思います。その市町村が、町としてどの候補地も難しいのでダメですから、外して下さいと言う可能性もあります。その時に委員会として候補地として挙げています、とすれば話が進まないのではないですか。現実には非常に難しいなと考えています。地図上でこの地域が適当ですということは、あまり簡単に考えているのではないかと思います。事務局にもいつも言っていますが、大変なことです。

(委員)

協議会の営みについて、我々はあまり詳しく聞かせてもらっていないように思えます。

協議会を開きながら、和歌山県の南部に最終処分場が必要であるという合意があれば、今のような問題もクリアできると思います。その辺りの実情が理解出来ないから、いろいろな意見が出ていると思います。

(事務局)

委員会の意向であるとか、協議会の取り組みの内容などは随時、各市町村に連絡、報告を行っています。

委員会の候補地群の選定、事業主体の考え方についても次の全体会議にて説明する予定にしています。ですから事務局としては、各市町村の担当や首長さんには、方向性は伝わっていると思っています。

(委員長)

これは非常に難しい問題ですが、委員会としては選定基準に照らしたり、募集した意見も踏まえて議論をしました。意見募集についても、各市町村と調整して意見を募集したものです。

市町村の個別の無理難題だけで、我々は候補地として引っ込めることはありません。一定の基準をクリアしていれば、候補地として当然設定させて頂くことになります。そんな手続きを進めたいと考えています。

続いて議題(3)(3)候補地群から絞り込む際の留意事項について、これに関しては、今日、中味を詳細に議論する時間もないので、今後の進め方について事務局から説明します。

(事務局)

今年度の諮問事項の二つ目であり、来年以降に新事業主体が候補地群から用地を絞り込む際の留意すべき事項についてです。

検討の項目としては17頁に示していますように、情報公開のあり方や手法・住民参加のあり方・事業者及び行政の係わり方・各候補地の評価項目などです。

これまでの委員会で提案されたご意見を留意事項として例示しています。まず、絞り込みの時に委員会を設置し、この委員会が絞り込みを決定したり、事業主体が決定したものを審議することや住民参加の方法や時期について、ある程度複数候補地に絞り込んでから住民参加の委員会を設置するのかどうかというもの、将来的な構想や募集意見にもあった跡地利用も含めた情報の提示や住民説明会の実施、社会的な条件として地元住民との約束事や協定などがある場合に、十分考慮して絞り込みを行うというもの、熊野古道に関して、横切るような搬入道路計画から見た候補地の検証や景観の配慮をして絞り込みをして欲しいという意見がこれまでの委員会で出されています。

これらについては、今回募集した意見の対応も含めて、委員の皆様方から留意事項の意見を頂きたいと考えています。

(委員長)

絞り込みの際の留意事項については、今までの検討において出された意見が留意事項になるのではないか、と例示しています。

これについては、募集意見にも様々な意見がありますし、今日の議論の「紀南地域にふさわしい最終処分場のあり方」について、委員の皆様もいろんな思いがあります。その思いを協議会や事業主体に反映させたいと思いますので、是非、意見を頂きたいと考えています。

今日は、こういうことを踏まえた議論を今後行います、ということの予告編にして、今後の委員会の中で検討をしたいと思っています。

次回の委員会の日程について事務局から説明して下さい。

(事務局)

次回の委員会は、候補地群について市町村への照会、現地確認等を行いたく時間的な余裕が必要になりますので、1月22日に予定しています。

またその際には、紀南地域全体の43枚の地図で、候補地群を示した上での検討とさせていただきます。

(委員長)

次回まで少し間隔を開けたいと思います。

重要な問題ですので、市町村の固有の情報などを照会したり、専門家の意見も聞きながら候補地群の選定作業を時間を掛けて行いたいということです。その際には、候補地群の提案がありますので膨大な審議事項になると思います。

(委員)

最後の絞り込みには、かなり時間が掛かると思います。

以前に頂いた予定表では、12月の中旬に開催となっています。その中で留意事項を検討することになっているので、出来れば12月に開催をして、この件も検討し出来るならば地図が出来ているものがあれば、それを少しでも検討する方が良いと思いますが。

予定では、1月に答申案の検討になっています。前回の答申では最終で忙しかったような気もしました。ですから答申についてじっくり検討する時間を頂きたいのですが、ですから12月中に、留意事項について検討出来ないかと望みます。

(委員長)

委員会の開催について、意見がありました。

私としましても十分議論することが重要であると考えています。

今回、中途半端な段階で候補地群の審議を行っても、中途半端な議論になってしまいます。地図上に候補地を全部表した段階で議論を行う方が、各委員さんもより効率的な審議が行えるのではないかとということで判断させて頂きました。

(委員)

候補地群の選定も大事ですが、我々として留意事項を検討することが重要ではないかと考えています。平行して行えば候補地群の選定もスムーズに行えると思います。

(委員長)

留意事項は、データが無くても議論できますが。

(事務局)

ある程度、候補地群が出て場所などが具体的にしないと留意事項の議論はどうでしょうか、難しくないですか。

(委員)

我々は基本的な留意事項を検討する必要があります。

(事務局)

先程、委員長からお話のありましたように、留意事項に関する意見を12月に皆様方から頂けるように考えています。それと留意事項の件ですが、皆様から意見を頂く訳ですが、それを事務局でまとめて、再度委員会で検討して頂くことを考えています。

(委員長)

留意事項については、委員会の場で口頭の説明というよりは文章で頂いて、それを整理して検討する方がより具体的に議論出来るのではないかと考えています。

(委員)

最終処分場はどうあるべきというのは、スクリーニングをして候補地群を選定する作業と平行して行えるものと思います。

最終処分場のイメージなども、単に処分場だけでは住民説得も難しいと思いますし、プラス思考で受け止めてもらえるかが重要です。プラスになるような複合施設というイメージも持ち寄って議論していくことが大事だと思います。例示の諸々の留意事項について検討して、付帯意見として提言する方が良いと思います。

(委員長)

委員の皆さんから、積極的な意見が出されました。

作業や日程等の問題もあり、12月の開催は無理だと考えています。

留意事項については文章にして頂くなどして、皆様の意見を十分取り上げて行く方法で進めたいと思っています。

次回の委員会は1月22日を予定として、詳細については事務局から知らせがあると思います。

本日は長時間にわたり、協議検討して頂きありがとうございました。次回は来年ですが、課題がたくさんありますので、委員の皆様、事務局の方ご苦労様ですが、よろしく申し上げます。

---